

特記仕様書

工事名 下水道マンホール更生工事（吾妻三丁目）

場 所 成田市吾妻三丁目地先

第一章 総 則

第1条（適用）

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 10 月改訂、以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で本工事の施工に適用する。
2. 本工事請負者（以下「請負者」という。）は、本特記仕様書のほか契約約款、図面、施工条件の明示等に基づいて施工しなければならない。

本工事施工における技術上の基準は、土木学会制定「コンクリート標準示方書」、日本下水道協会制定「下水道施設計画・設計指針と解説」等の関係図書を準拠すること。

第2条（工期）

1. 工期は、雨天休日を見込み、契約の翌日から令和 9 年 2 月 12 日までとする。
なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	30 日間
後片付け期間	20 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78
その他不稼働日数	－

第3条（現場代理人および主任技術者または監理技術者）

1. 請負者は、工事に先立ち契約書の規定するところの工事に熟練した現場代理人及び主任技術者または監理技術者（下請負契約の請負金額総計が 5,000 万円以上の場合）を定め、主任技術者等選定通知書を提出し承認を得ること。

第4条（施工計画書）

1. 請負者は、工事着手前に現状を十分調査検討し、工事日程・実施計画書ならびに施工図を添付した施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第5条（工事实績情報作成及び登録）

1. 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。
登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。
なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事受注代金の

み変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 15 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

第6条（施工体制台帳）

1. 請負者は、当該建設工事を施工するために下請け契約を締結したときは、成田市建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。
2. 第1項の請負者は、成田市建設工事適正化指導要綱に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。

第7条（工事材料の品質）

1. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任と費用負担において整備・補完し監督職員に提出しなければならない。

第8条（第三者への損害等）

1. 請負者が第三者に損害・迷惑をかけた場合は、請負者の責任において処理すること。また、既設構造物に損害を与えた場合もこれと同等とする。

第9条（施工管理・規格値）

1. この工事の施工管理は、千葉県土木工事施工管理基準（令和7年10月改訂）によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県写真管理基準（令和7年10月改訂）によるものとする。

第10条（工事現場管理）

1. この工事の施工にあたっては、道路工事保安施設設置基準に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事期間中に配置する交通整理員および誘導員は作業期間中連続的に勤務する人員は下表の通りとする。

現場の種類（車線数）等	名 称 等	配置人員（人／日）
道路交通支障箇所適所	交通誘導員 B（昼間）	適数

なお、上記以外でこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

3. 請負者の責により地下埋設物に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。
4. 工事の施工に際し、地下埋設物等が予想される場合は、その管理者と現地立会の上、当該物件の位置・深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故発生を防止しなければならない。
5. 本工事区間にて地下埋設物に移設等が生じた場合は別途協議すること。

6. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占有企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
7. 工事の施工にあたっては、付近に本工事と併用する他の工事がある場合は、これらの工事と相互に協力し事故の発生、工事の遅延等の事態が起こらないよう充分配慮すること。
8. 電線・電話ケーブル等に近接する箇所の施工は施工者が管理者に連絡し対処しなければならない。
9. 擁壁等の土留構造物の近接箇所を掘削する場合は施工者責任により対応しなければならない。

第11条 （関係法令等の遵守と手続き）

1. 工事施工にあたっては、「道路法」、「道路交通法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「労働安全衛生法」等関係諸法令、諸官公庁の通達、工事施工に関する協定事項等遵守し、諸官公署への届出及び許可等の手続きは、すみやかに行い監督員に報告すること。

第12条 （建設機械の使用）

1. 本工事の施工における建設機械の使用は、標準操作方式建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用するものとする。また、掘削機械等は、低騒音の施工機械とする。

第13条 （工事用地等）

1. 本工事施工に直接必要な仮設用地では、監督員の承認を得ること。
2. 本工事施工に必要な現場事務所等の用地は、すべて請負人の責任と負担において準備すること。
3. 工사용資機材等の搬入は、施工者が道路管理者や周辺住民と協議した上で対処すること。

第14条 （請負者の費用負担）

1. 請負者は、次の費用を負担すること。
設計図書、仕様書に示さない軽易なもので、工事施工上または、工事目的物の維持上欠くことの出来ない材料及び作業に要する費用。

第15条 （工事における創意工夫等実施状況の提出）

1. 請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第16条 （熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事）

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
2. 請負者は、契約後速やかに、本試行の運用について、監督員と協議すること。
3. 工事の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

第二章 安全対策

第1条 （公衆災害）

1. 工事の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」に従って行われなければならない。

第2条（安全・訓練）

1. 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て、以下の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
 - （１） 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - （２） 本工事内容等の周知徹底
 - （３） 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - （４） 本工事における災害対策訓練
 - （５） 本工事現場で予想される事故対策
 - （６） その他、安全・訓練等として必要な事項
2. 本工事は酸欠・硫化水素発生のおそれがあるため、関係法令を遵守し、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置すること。

第3条（施工計画の作成）

1. 施工に先立ち、施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出しなければならない。

第4条（実施状況の報告）

1. 安全・訓練等の実施状況等のビデオ等または実施状況報告書を監督員に提示しなければならない。

第三章 建設副産物対策

第1条（建設副産物共通事項）

1. 建設副産物の取り扱いにあたっては、「千葉県建設リサイクル推進計画」、「千葉県建設リサイクル推進計画ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」、「建設発生土管理基準」に基づき建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。
2. 建設副産物の処分に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により監督員と協議し、同処分申請書を1部提出するものとする。
3. 第2項の処分申請書に引続き、処分後、「建設副産物処理調書」を提出する。
4. 適正な処理の実施状況を把握するため紙マニフェストの場合は、複写式伝票のD票、E票の写し、電子マニフェスト方式による場合は、建設副産物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷したものを提示する。

第2条（建設廃棄物等）

1. 本工事にて発生する建設発生土は、片道運搬距離 2.6km の中台四丁目の他工事現場に搬入するものとする。処理方法指定（A）
2. 本工事にて発生するアスファルト塊、路盤廃材、無筋コンクリート殻、有筋二次コンクリートについては、片道運搬距離 7.3km の「成田ACORIサイクルセンター」（成田市吉倉）に運搬処理するものとする。処理方法指定（A）
3. 本工事にて発生するスクラップ（鉄くず）は、片道運搬距離 8.3km の「株ZERO」に運搬処

理するものとする。処理方法指定（A）

4. 本工事にて発生する舗装切断排水については、片道運搬距離 23.5km の「株T0A シブル」（八千代市上高野）に運搬処理するものとする。処理方法指定（A）

※運搬距離は全て実数

5. 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、請負金額 1,000 千円以上の工事について、建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」と合わせて提出すること。

なお、上記各計画書及び各実施書の作成に当たっては、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて登録・作成しなければならない。

第四章 マンホール更生

第1条 （一般事項）

1. 本章は、下水道汚水マンホールにおける自立型かつレジンコンクリート製により更生させる工事に適用する。
2. マンホール更生で使用する更生材料は、自立型かつレジンコンクリート製であること。
3. 請負者は公的審査証明機関等の審査証明を得た工法を選定するものとし、監督職員に審査証明書を提示し承諾を得ること。

第2条 （マンホール更生について）

1. 作業時間帯は昼間を想定している。周辺関係者及び現場状況を確認した結果、夜間での作業が望ましい場合は監督員との協議の上変更すること。作業効率向上を目的とした作業時間帯の変更については監督員との協議実施の有無にかかわらず設計変更の対象としない。
2. 施工完了後、請負者の責に帰すべき理由により、更生材料の変形、硬化不良、漏水等の不具合が判明した場合、請負者は自己の責任と費用負担において、速やかに調査および是正（補修または再施工）を行うものとする。

第五章 管きょ更生

第1条 （一般事項）

1. 本章は、下水道本管を自立管により更生させる工事に適用する。
2. 本仕様書の適用工法は、自立管の形成工法及び製管工法である。
3. 請負者は公的審査証明機関等の審査証明を得た工法を選定するものとし、監督職員に審査証明書を提示し承諾を得ること。

第2条 （更生工法について）

1. 更生工法については、既設管調査・前処理、更生管の構造仕様、更生管の要求性、品質管理、施工時の品質管理、竣工時の品質管理、出来形管理等、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン 2017 年版」を参照するものとする。また、監督職員との協議の結果、提出の指示を受けた資料については速やかに提出すること。
2. 作業時間帯は昼間を想定している。周辺関係者及び現場状況を確認した結果、夜間での作

業が望ましい場合は監督員との協議の上変更すること。作業効率向上を目的とした作業時間帯の変更については監督員との協議実施の有無にかかわらず設計変更の対象としない。

3. 施工完了後、請負者の責に帰すべき理由により、更生管の変形、硬化不良、漏水等の不具合が判明した場合、請負者は自己の責任と費用負担において、速やかに調査および是正（補修または再施工）を行うものとする。

第六章 環境保全対策

第1条（一般）

1. 工事を行う地域に対しては、環境の保全に十分配慮し適切に対処するよう努めなければならない。

第2条（工事現場管理）

1. 請負者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。
 - （1） さし柵装着車、不表示車等に積荷を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - （2） 過積載車両、さし柵装着車両、不表示車等からの引渡しをうける等過積載を助長することのないようにすること。
 - （3） 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、または、さし柵装着、また不表示車等を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - （4） 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第3条（工事施工上の留意点）

1. 工事施工上にあたっては、沿線関係者に対し十分な事前説明を行い、協力を得られるよう対処しなければならない。
2. 工事に伴う騒音については、法律及び関係法令、同指導等の精神を尊重し、その防止に努めなければならない。
3. 振動の少ない施工法を採用する等、公害防止の精神を尊重しその対策には十分注意しなければならない。
4. 工事に伴う地盤沈下の対策については十分注意し、施工しなければならない。

第七章 その他

第1条（天災対策）

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報が発令された場合は、ただちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保安措置等を行うものとする。

第2条（法定外の労災保険の付保）

1. 本工事において、請負者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第3条（仮設について）

1. 本工事で使用する仮設は全て任意仮設とする。